

国際交流都市日光の再発見！ ～日光の文化的価値を活かした観光地づくり～



日光市教育委員会事務局文化財課

1.文化財って？

我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで
で守り伝えられてきた貴重な国民の財産。

社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、書画、そのほか芸能
や工芸技術のような「技(わざ)」、伝統的行事や祭り、ある
いは長い歴史を経て今に残る自然の景観、歴史的な集落、町並
みなども文化財に含まれる。(文化庁ホームページより)



日蔭の獅子舞 (栗山地域)



日光東照宮 陽明門



足尾銅山 本山製錬所



足尾西禅寺
阿弥陀如来坐像



日光杉並木街道
(瀬川付近)

【参考】文化財保護法における文化財の体系

文化財の種類

有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書などで、歴史上または芸術上価値の高いものや、考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料を有形文化財と呼びます。このうち、「建造物」以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものを無形文化財と呼んでいます。「わざ」を体得した個人又は団体によって体現されるものです。

民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術やこれらに用いられる衣服、器具、家屋などで生活の推進の理解のため欠くことのできないものを民俗文化財と呼びます。

記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの（史跡）や、庭園、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で芸術上または鑑賞上価値が高いもの（名勝）。さらには、動物、植物、地質鉱物で学術上価値が高いもの（天然記念物）を記念物と呼んでいます。

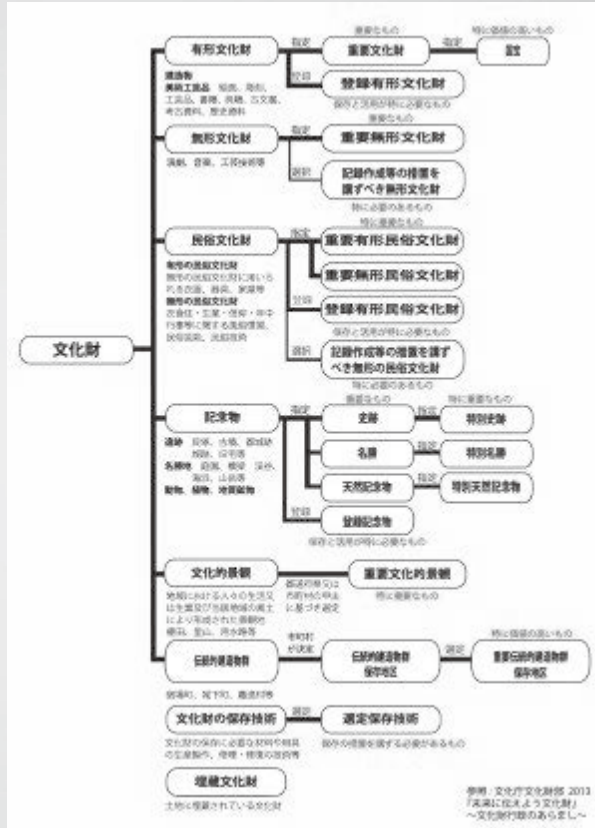
文化的景観

地域における人々の生活や生業、地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活や生業の理解のために欠くことのできないものを文化的景観と呼びます。

伝統的建造物

周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群で、価値の高いものを伝統的建造物と呼びます。

このほか、土地に埋蔵されている埋蔵文化財や、文化財の保存・修理に必要である伝統的な保存技術も文化財として保護の対象にしています。



2. 「文化観光」への流れ

2020年「文化観光推進法」（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律）が成立。

「文化観光」を有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光とし、文化・観光・経済の好循環を創出しようとするもの。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の概要

趣旨
文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

法案のスキーム

主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）が基本方針を策定し、これを申請して認定する。また、主務大臣が拠点計画（保存文化施設、文化観光推進事業者）と共同して作成し、これを申請して認定する。認定された拠点計画に基づき、自治体は自治体独自の計画（地域計画）を作成し、これを申請して認定する。認定された地域計画に基づき、自治体は自治体独自の計画（地域計画）を作成し、これを申請して認定する。認定された地域計画に基づき、自治体は自治体独自の計画（地域計画）を作成し、これを申請して認定する。

認定による国等の支援

法律上の特別措置
 ・共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特別措置
 ・文化財の登録の理業に関する特別措置
 ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言
 ・（特）国際観光振興機構（JATO）による海外宣伝
 ・国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

予算上の措置
 ○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
 ・令和4年度予算額：2,070百万円
 ・積算件数：45件程度
 ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2/3
 ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）
 ①文化資源の魅力増進
 ・地域の文化資源の調査研究・資料・コレクションのデータベース化
 ・鑑賞しやすい展示改修・専門人材確保
 ②理解を深めるのに資する取組
 ・展示品のわかりやすい解説紹介・多言語アプリ、オーディオガイド
 ・VR・AR等の体験型コンテンツ・ガイドツアー事業・専門人材確保
 ③利便の増進
 ・地域内の周遊バス備上・キャッシュレス、Wi-Fi整備
 ・バリアフリー整備（スロープ等）・館内案内の多言語化
 ④物品の販売提供、他施設との連携
 ⑤国内外への宣伝

文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等
 文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行社等
 文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う

※施行期日：令和2年5月1日

3.日光市の文化財

2008年旧今市市・旧日光市・旧藤原町・旧足尾町・旧栗山村の2市2町1村が合併。現在の「日光市」が誕生。全国3番目の市域を有し、多岐にわたる歴史、文化、習俗が伝えられ、様々な有形、無形の文化的遺産あり。これらの保存及び活用に向けて、多数の文化的遺産を指定、登録等している。

【参考】市内の文化財指定登録状況

指定の別	指定文化財	登録有形文化財	計
市指定	219	53	272
県指定	89	—	89
国指定	116	55	171
計	424	108	532

登録有形文化財：50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たもの。



日光地城跡大図

日光地城跡大図

日光市文化財マップ

The Nikko City cultural properties mapping

一宮指定文化財

1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...
51	...
52	...
53	...
54	...
55	...
56	...
57	...
58	...
59	...
60	...
61	...
62	...
63	...
64	...
65	...
66	...
67	...
68	...
69	...
70	...
71	...
72	...
73	...
74	...
75	...
76	...
77	...
78	...
79	...
80	...
81	...
82	...
83	...
84	...
85	...
86	...
87	...
88	...
89	...
90	...
91	...
92	...
93	...
94	...
95	...
96	...
97	...
98	...
99	...
100	...

二宮指定文化財

101	...
102	...
103	...
104	...
105	...
106	...
107	...
108	...
109	...
110	...
111	...
112	...
113	...
114	...
115	...
116	...
117	...
118	...
119	...
120	...
121	...
122	...
123	...
124	...
125	...
126	...
127	...
128	...
129	...
130	...
131	...
132	...
133	...
134	...
135	...
136	...
137	...
138	...
139	...
140	...
141	...
142	...
143	...
144	...
145	...
146	...
147	...
148	...
149	...
150	...
151	...
152	...
153	...
154	...
155	...
156	...
157	...
158	...
159	...
160	...
161	...
162	...
163	...
164	...
165	...
166	...
167	...
168	...
169	...
170	...
171	...
172	...
173	...
174	...
175	...
176	...
177	...
178	...
179	...
180	...
181	...
182	...
183	...
184	...
185	...
186	...
187	...
188	...
189	...
190	...
191	...
192	...
193	...
194	...
195	...
196	...
197	...
198	...
199	...
200	...
201	...
202	...
203	...
204	...
205	...
206	...
207	...
208	...
209	...
210	...
211	...
212	...
213	...
214	...
215	...
216	...
217	...
218	...
219	...
220	...
221	...
222	...
223	...
224	...
225	...
226	...
227	...
228	...
229	...
230	...
231	...
232	...
233	...
234	...
235	...
236	...
237	...
238	...
239	...
240	...
241	...
242	...
243	...
244	...
245	...
246	...
247	...
248	...
249	...
250	...

登録有形文化財

251	...
252	...
253	...
254	...
255	...
256	...
257	...
258	...
259	...
260	...
261	...
262	...
263	...
264	...
265	...
266	...
267	...
268	...
269	...
270	...
271	...
272	...
273	...
274	...
275	...
276	...
277	...
278	...
279	...
280	...
281	...
282	...
283	...
284	...
285	...
286	...
287	...
288	...
289	...
290	...
291	...
292	...
293	...
294	...
295	...
296	...
297	...
298	...
299	...
300	...

市内の指定文化財

4.日光市の文化財行政における現状と課題

・世界遺産「日光の社寺」や世界一の並木道「日光杉並木街道」、足尾銅山関連の産業遺産をはじめ国・県・市指定の文化財が数多く存在すること、建造物彩色・漆塗などの文化財を保存してきた伝統的技術がある。

➡ これらの文化財を未来に引き継いでいくことが必要。

・既存の文化財はもとより、情報収集、調査研究すべき文化財が各地域に多く存在している。

➡ これらを適切に保護・保存するための人材育成・体制づくりが必要。



※日光市に数多く存在する文化財の価値を知り、地域への愛着の醸成をはかるため、さらなる文化財の掘り起こしや整理、保存、調査研究、普及を進めるとともにこれらの文化財を活用した「まちづくり」が求められている。

～これからの課題～

- ・人口減少・少子高齢化により地域の文化財を保護・継承していく体制が維持できない。
(人材・財政の確保)
- ・世代交代等により、歴史的価値のある資料が失われてしまう可能性がある。
- ・文化財の効果的な活用方法について

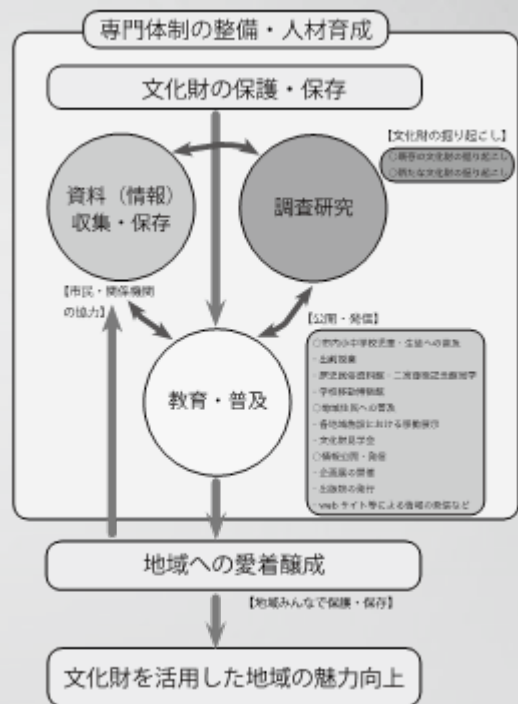
5.今後の方向性

・文化財や伝統技術を継承し、適切に保護保存していくため、文化財の所有者や関係機関との連携を図る。

・文化財を小中学校や社会教育の教材として活用するなどの普及を図るとともに、調査研究の成果をまとめた出版物や企画展の開催、文化財の活用による地域の魅力向上につながる取組を推進する。



調査、教育・普及（展示・報告書作成等）の例



文化財保護・保存と活用のイメージ図